

令和4年度

健康保険被扶養者資格確認 「部分調査」を 実施いたします

健保組合は、法律（健康保険法施行規則第50条）により、毎年、被扶養者資格の確認を行うことができます。

被扶養者資格確認調査は、被扶養者となった方がその後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。就職や結婚等で被扶養者の資格を失ったにもかかわらず、手続きを忘れていた方が少なくありません。健保組合では、こうした手続きもれに対応するため、この調査を毎年実施しています。今年度は**配偶者を対象とした「部分調査」**となります。

被扶養者資格のない方が加入したままになっていると、健保組合が本来支払わなくてもよい医療費を支払うことになるなど、不要な支出にもつながります。

調査対象者

配偶者を被扶養者としている被保険者。

※令和4年6月1日以降に認定された被扶養者は除く。

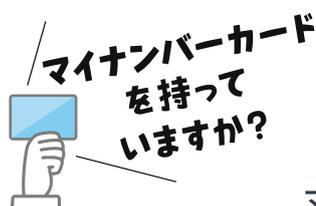
本年度から調査方法の変更を予定していますので、実施時期その他詳細は改めてご連絡いたします。

令和3年7月実施 被扶養者資格確認調査

結果報告

調査結果 23歳以上の子・孫

●対象被保険者数	1,053名 (在籍被保険者数 26,430名)
●対象被扶養者数	1,164名
●不適格者	519名
就職	477名
生計維持なし（収入超過、別居）	23名
扶養異動	4名
結婚	2名
その他	13名



マイナンバーカードが 保険証の代わりになります！

マイナンバーカードが保険証として使えるようになりました。

事前にマイナンバーカードを取得して、マイナポータルに利用者登録しておくことが必要です。

医師に特定健診データを
確認してもらえる

医療費・薬剤情報が確認できる
(2021年10月～)

限度額適用認定証を持っていなくても
窓口負担は限度額までに（一部の方を除く）

1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認します。



2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで証明します。

Step 1

まずはマイナンバーカードを取得

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。



マイナンバーカード

検索



Step 2

マイナポータルで利用者登録

マイナンバーカードを保険証として使うには、マイナポータルで利用者登録をする必要があります。医療機関に行く前に登録しておきましょう。

詳しくは、マイナポータルのサイトをご確認ください。

マイナポータル

検索

